

合志市における特定建設工事共同企業体に対する発注取扱試行要領

(目的)

第1条 この要領は、合志市中小企業等振興基本条例(平成22年9月22日条例第12号)の制定により、合志市内の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)の受注機会の増大および大型であって技術的難度の高い建設工事に対する工事施工能力の増強を図るため、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という)の結成および工事の発注について試行的に定め、もって合志市内の中小企業者の育成振興に資することを目的とする。

(共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、原則として各構成員が対等の立場(出資割合・派遣職員等)で一体となって工事を施工する共同施工方式とし、出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、25パーセント以上とする。

(発注工事の種類および範囲)

第3条 合志市が共同企業体に発注することができる建設工事は、工事の種類および規模等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事で、概ね予定価格が5千万円以上の規模のものとする。ただし、市長が特に必要があると認める工事は、対象工事に加え、または除外することができる。

(共同企業体の種類および性格)

第4条 共同企業体は共同出資型とし、その種類および性格は次のとおりとする。

(1) 工事分配型 合志市内の中小企業者と合志市外の中小企業者との間で共同企業体を結成させ、合志市内の中小企業者の受注機会の増大を図るためのもの

(2) 能力増強型 合志市内の中小企業者間で共同企業体を結成させ、各構成員の能力

を合算し、その増大した施工能力に適する工事を受注させるためのもの

(予備指名)

第5条 市長が、共同企業体をもって指名競争入札を行おうとする工事について、合志市工事入札指名等審査会は、指名に必要な資格の審査を行い、当該工事に適した建設業者を選定し、共同企業体構成員選定業者一覧表（第1号様式）を作成し市長に報告するものとする。

(構成員の選定および共同企業体の結成方法)

第6条 工事分配型にあつては、工事1件につき5共同企業体以上を指名することとし、合志市外の中小企業者5社以上と合志市内の中小企業者5社以上を選定し、共同企業体構成員の選定通知書（様式第2号）により通知を行う。選定された10社以上の企業については、あらかじめ、市が指定した5社以上の企業ずつ2グループに分けたグループ間において2社ずつの共同企業体を任意に結成させる。

2 能力増強型にあつては、当該年度の指名競争入札参加資格申請書を提出した市内中小企業者の中から選定するものとし、共同企業体構成員の選定通知書選定通知書を交付する。選定された市内中小企業者については、2社ずつの共同企業体を任意に結成させる。

(資格審査)

第7条 共同企業体は、合志市が指定する日時までに、共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第3号）に共同企業体協定書（様式第4号）及び委任状（様式第5号）その他申請に必要な書類を添えて市長に提出し、資格の審査を受けなければならない。

(指名および発注)

第8条 工事分配型にあつては、資格審査により5共同企業体以上が有資格とならなかった場合は、5共同企業体以上となるように有資格となった共同企業体を差し引いた数の共同企業体を結成させるために必要な数の業者を新たに選定し、前2条の手続を経たうえで指名し、発注する。

2 能力増強型にあつては、資格審査により有資格の共同企業体ができただけの場合、この共同企業体と合志市外の中小企業を併せて5業者(1共同企業体は1業者とみなす。)を指名し、発注する。

(辞退)

第9条 指名を受けた者で入札参加資格審査申請を辞退するときは、入札参加資格申請辞退届(様式第6号)を契約担当者に直接持参し、または郵送して行う。また、辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない

(代表者の選定)

第10条 代表者は、施工能力の大きいものとし、その出資比率は構成員中最大とする。

(共同企業体編成表)

第11条 共同企業体は、対象工事の請負契約を締結したときは、締結の日から7日以内に、共同企業体編成表(様式第7号)を市長に提出するものとする。編成表の内容を変更したときも、同様とする。

(存続期間)

第12条 共同企業体は、対象工事の完成後残務整理に必要な期間として、3か月以上存続するものとする。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、特定建設工事共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

本要領は、平成23年4月15日から適用する。